

愛媛県国民健康保険団体連合会規約の一部を改正する規約

愛媛県国民健康保険団体連合会規約（昭和34年3月26日制定）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（一部負担金等の軽減措置に係る事業） 5 この連合会は、当分の間、第6条各項、第6条の2、第6条の3並びに第6条の4第1項及び第2項に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行う。 （1） 省略 <u>（2） 削除</u>	（一部負担金等の軽減措置に係る事業） 5 この連合会は、当分の間、第6条各項、第6条の2、第6条の3並びに第6条の4第1項及び第2項に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行う。 （1） 省略 <u>（2） 平成20年3月7日厚生労働省発保第307004号厚生労働省事務次官通知別添1「国保高齢者医療制度円滑導入基金管理運営要領」による国保高齢者医療制度円滑導入基金の管理運営に関する事務</u>

附 則
この規約は、平成29年2月24日から施行する。